

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和3年度PCB廃棄物の実態把握調査における未達事業者等の調査業務

## 2 目的

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特措法」という。）において期限内の適正処理等が定められており、高濃度PCB使用安定器については処理期限が令和4年度末に迫っている。

札幌市においては、PCB廃棄物を所有している可能性のある事業者に対して調査票を送付し、PCB廃棄物の所有の実態を把握するための調査（以下「実態把握調査」という。）を行うなど、市内のPCB廃棄物の期限内処理に向けた取組を実施してきたところである。

しかし、実態把握調査において、調査票未達や未回答により実態が把握できていない事業者が多数存在している。

本業務は、こうしたPCB使用安定器所有の可能性のある事業所に対して、さらなる調査を行うことを目的とする。

## 3 業務の概要

### (1) 未回答事業者に対する通知文の送付

対象の事業者に対して、処分期限が迫っていることやPCB廃棄物は期限を過ぎると処分ができなくなり罰則が科せられる恐れがあることを通知する文書を送付する。

### (2) 未達事業者に対する現地調査等

調査対象の事業者について、現地調査等により事業所の存在及びPCB使用安定器の所有状況を調査する。

## 4 履行期間

契約書に示す履行開始の日から令和4年3月15日まで

## 5 調査対象及び貸与資料

### (1) 未回答事業者に対する通知文の送付について（2,503件）

平成30年度及び令和元年度に実施した実態把握調査において、本市が発送した調査票が送達しているものの、現時点で調査の回答が得られていない事業者（未回答事業者）を対象として通知文を送付する。通知文の送付対象となる事業者については、若干の増減があるものとする。

〔貸与資料〕

#### ①事業者リスト（電子データ）

※対象事業者名、送り先住所等の情報あり。

### (2) 未達事業者に対する現地調査等について

平成30年度及び令和元年度に実施した実態把握調査において、本市が発送した調査票が送達せず返送された事業者（未達事業者）587件及び5(1)における未達事業者について、当該事業者が所有していた事業所を調査対象とする。

なお、5(1)の未達事業者の件数は、令和2年度に実施したトランス・コンデンサー等の機器の所有者あての通知文の送付結果を参考とし、送付件数の1割程度約250件

を見込む。調査対象となる事業者については若干の増減があるものとする。

〔貸与資料〕

①事業者リスト（電子データ）

※ 対象事業者名、事業所の家屋番号等の情報あり。

②事業所の不動産登記簿謄本（紙媒体）

※ 事業者リストに記載される事業所の家屋番号を基に取得したもの。

※ 5 (1)における未達事業者の不動産登記簿謄本は、通知文の送付の結果を基に、本市が取得し、貸与することとする。

## 6 業務内容

### (1) 未回答事業者に対する通知文の送付について

#### ア 通知文、封筒類の印刷

(a) 郵送するものは通知文（A4カラー片面）1枚とする。契約後、委託者が提供する原稿案を基に受託者が通知文を作成する。本市の了解を得たのち受託者が印刷するものとする。

(b) 郵送に使用する送付用封筒は受託者が用意した長形3号封筒とする。封筒には、案件名、本市担当課、受託者情報（問合せ電話番号を含む）等の本市が指示する内容を記載するものとし、本市の了解を得たのち受託者が印刷するものとする。

(c) 送付用封筒の宛先情報（郵便番号、住所、名前）は、シール付きのラベル等に受託者が印刷するものとする。

(d) 上記の印刷業務については、受託者の申立てによりやむを得ないと本市が認めた場合は第三者への委託又は請け負わせを認める。

#### イ 通知文の送付

送付用封筒にア(c)で作成した宛先情報を印字したラベルを貼付し、ア(a)の通知文を封入・封緘して郵送する。

#### ウ 通知文の未達事業者への対応

あて先不明等により通知文が戻ってきた場合、6(2)の調査に移行してその調査結果をまとめたリストを作成する。

#### エ 問い合わせ電話対応

(a) 送付対象者からの電話対応はすべて受託者が行うものとし、本市は原則として行わない。通知文の趣旨のほかPCB特措法等の問い合わせは、受託者がヘルプデスクを設置し、十分な対応を行うものとする。電話回線が混み合わないよう十分な通話チャンネル数を用意すること。なお、対応時間は平日の9時～17時までを原則とする。

(b) 受託者は、送付対象者からの問い合わせに適切に対応できるよう、業務責任者はPCB特措法、PCB廃棄物等に関する知識を習得するものとする。また、受託者は、調査対象者からの問い合わせに対するマニュアルを作成し、その内容について本市の了解を得ること。

(c) ヘルプデスク対応の業務従事者に対して、エ(b)で作成したマニュアルを使用するなど、事前に必要な研修を行うものとする。

(d) 送付対象者からの電話対応について、電話対応記録を作成して対応履歴を残すものとする。なお、問い合わせ内容について不明な点がある場合は、本市担当職員に確認し対応すること。

## (2) 未達事業者に対する調査について

5 (2) の各々の事業所について、次の調査フローに基づいて調査を行う。また、受託者は、調査実施前に計画書やマニュアルを作成し、その内容について本市の了解を得ること。

### ア 調査リスト等の作成

未達事業者の事業者リスト及び不動産登記簿謄本を基に、調査リストの整理・作成を行うほか、現地調査に必要な資料の作成を行う。

### イ 現地調査等

調査リスト等を基に下記ウの要領で現地調査等を実施する。

### ウ PCB使用安定器の所有状況調査等

#### (ア) 調査対象の事業所が不動産登記簿謄本の「建物の構造」と一致している場合

- ・事業活動を行っていることが確認できた場合、下記調査内容に示す事項を事業者から聞き取るなどの調査を行う。訪問した際に事業者が不在である場合には、不在票を投函して後日調査を行うなど、 possible の限り調査を行うものとする。

[調査内容]

①事業者名、担当者名、連絡先

②使用中のPCB使用安定器の有無

③照明器具から取り外し、保管しているPCB使用安定器の有無

- ・事業活動を行っておらず建物にテナント募集中等の掲示がある場合には、管理会社の連絡先の標記が無いか確認する。連絡先が判明した場合、(ア)の調査内容と同様の調査を実施する。

- ・建物が空家であるなど、調査が不可であった場合、建物が建築されている土地の登記簿謄本を受託者が取得する。

#### (イ) 調査対象の事業所が不動産登記簿謄本の「建物の構造」と一致していない場合

- ・調査対象建物が無いものと判断し、建物の写真を撮影して調査終了とする。

#### (ウ) 更地になっているなど、調査対象の事業所が無い場合

- ・更地になっている様子が分かる写真を撮影して調査終了とする。

## 7 業務スケジュール

通知文の発送は契約締結後の概ね1ヶ月後までに完了することとする。また、送付対象者からの問い合わせ電話対応のためのヘルプデスクは、発送後から概ね1ヶ月後まで設置することとする。

通知文の送付及び現地調査等について、令和4年2月28日までに全体の業務を完了することとし、令和4年3月15日までに業務完了の報告及び必要な書類を提出すること。

## 8 個人情報の保護及び情報セキュリティの確保

受託者は、業務履行に当たって事業所等の情報を取り扱うことから細心の注意を払い、次の事項を遵守し業務を行うこと。

### (1) 個人情報の保護

業務の処理に当たっては「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第28号)」、「札幌市個人情報保護条例(平成16年10月4日)」及び別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

### (2) 情報セキュリティの確保

業務の処理に当たっては別紙2「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。

## 9 提出書類

受託者は、契約後及び業務完了時に速やかに次の書類を提出すること。

なお、提出の方法については事前に担当と打ち合わせること。

### (1) 業務実施前の提出書類（契約後）

ア 業務実施計画書（業務スケジュール、業務方法及び業務体制がわかるもの）

### (2) 完了時の提出書類

ア 業務完了届 【1部】

イ 業務報告書及び返却品類

#### (ア) 業務報告書 【1部】

- ・調査結果を追記した事業者リスト（電子データ）含む
- ・登記簿謄本（全部事項）の原本含む
- ※ 登記簿謄本の提出については、法務省登記情報提供サービスにより取得した電子データでも可とする。

#### (イ) 電子データ（CD-R）

- ・業務報告書
- ・調査結果

なお、提出する電子データの仕様は次のとおりとする。

- ・文書：ワープロソフト microsoft 社 ワード
- ・計算表類：表計算ソフト microsoft 社 エクセル

#### (ウ) 返却品類 【1式】

- ・貸与資料(電子データ及び委託者から貸与した登記簿謄本)
- ・業務履行上発生した事業所等の情報(事業所名・住所・郵便番号・電話番号)が含まれている電子データ及び用紙類(複写及び複製物の全てを含む)。

なお、返却品類以外の事業所等の情報が含まれている用紙類を廃棄する際は法人・個人等が特定できる情報を判らないようにシュレッダー等で裁断、廃棄することとし、廃棄状況がわかる写真を提出すること。

## 10 その他

(1) 本業務の履行に必要な電子計算機や封筒等の消耗品類に係る費用のほか、郵送費、通信費、印刷費等は全て受託者負担とする。

(2) 本仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

## 11 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

受託者は、作業従事者に対して別紙3「札幌市の「環境方針」」を周知し、本市の環境配慮に対する取組について理解させること。

また、受託者は本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

## 12 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

現地調査等の業務を行う際には、新型コロナウイルス感染拡大の防止に配慮すること。

- ・現地調査を行う際にはマスクを着用すること。
- ・聞き取り調査を行う場合には、相手方との距離を2m以上確保し、相手方の間近で会話をしないよう配慮すること。
- ・体調不良者が現地調査や聞き取り調査を行うことのないよう調査員の検温を実施するなど、体調管理に配慮すること。
- ・手洗い、消毒等の感染拡大防止対策を徹底すること。

- ・その他、厚生労働省、北海道及び札幌市が示す感染拡大防止対策を徹底すること。

### 13 担当

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課（札幌市役所 13 階北側）

特定廃棄物係 野田・服部 Tel 211-2927